

## 5 経過措置

次に掲げる区分については、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、M021 線鉤、M021-2 コンビネーション鉤、M023 バー及びN020 鉤については、定義通知別表V017 に規定する歯科 casting ニッケルクロム合金 鉤・バー用又は定義通知別表V019 及びVI021 に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用する場合に限る。

### (別紙1)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(2) ニッケルクロム合金

2 レジン前装金属ポンティック

(2) ニッケルクロム合金を用いた場合

M020 鑄造鉤（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金

### (別紙2)

N020 鉤（1個につき）

1 簡単なもの

不銹鋼及び特殊鋼

2 困難なもの

不銹鋼及び特殊鋼

保医発0305第11号 平成30年3月5日

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について